

令和7年度

随時（工事）監査結果報告書

令和8年5月

瀬戸内市監査委員

本報告書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第5項の規定に基づき行った監査の結果を、同条第9項の規定により瀬戸内市議会及び瀬戸内市長に提出するものである。
また、同条第10項の規定に基づき、意見を添えて提出する。

令和8年5月

瀬戸内市監査委員 小 野 和 倫
同 河 本 裕 志

目 次

ページ

第 1	基準に準拠している旨	1
第 2	監査の種類	1
第 3	監査の対象	1
第 4	監査の着眼点	2
第 5	監査の主な実施内容	2
第 6	監査の実施場所及び日程	2
第 7	監査の報告基準	3
第 8	監査の結果	4
1	監査の結果	4
2	指導事項	4
	(1) 法令等には違反しないが、事務処理上改善する必要があると認められるもの	4
第 9	意見	6
参考		7

第1 基準に準拠している旨

監査委員は、瀬戸内市監査基準（令和2年瀬戸内市監査委員告示第2号）に準拠して監査を行った。

第2 監査の種類

随時監査（工事監査）（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第5項の規定による監査）

第3 監査の対象

- (1) 対象部署 環境部生活環境課
- (2) 対象工事 火葬場整備事業設計建設工事（設計施工一括発注の為、地質調査委託業務、設計委託業務を含み、土地造成及び道路整備に係るものは除く）

ア 工事件名等

工事名	契約期間	契約金額
瀬戸内市新火葬場（仮称）整備事業設計建設工事	令和4年6月28日から 令和7年3月31日まで	最終契約金額 1,016,799,300円

注：契約方法、変更契約の経緯等は参考参照（P.7）

イ 工事に関連するその他の契約

業務名	契約期間	契約金額
瀬戸内市新火葬場（仮称）整備事業モニタリング支援業務	令和4年6月29日から 令和7年3月31日まで	16,280,000円

ウ 工事の主な目的

旧瀬戸内市営火葬場は建設から約60年が経過し、施設の老朽化が進んでいたほか、その使用は市内一部地域に本籍又は住民票を有していた者に限定され、その他地域の者は市外の火葬場を使用するなど、利用上の問題が顕在化していたこと、将来の火葬需要の増加、合併に伴う市域の拡大、均衡ある市民サービスの提供などの観点から新たな火葬場の整備を行うもの。

エ 工事の概要

敷地面積 7,277.67 m²

建築面積 火葬場：1,433.65 m² 駐車場：40.77 m² 合計：1,474.42 m²

床面積 火葬場：1階 1,217.50 m²、2階 207.70 m² 駐車場：54.00 m²
合計：1,479.20 m²

構造 鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)

規模 火葬炉4基

第4 監査の着眼点

有効性、効率性、経済性、法規性、実在性等

第5 監査の主な実施内容

証憑^{ひょう}突合、計算突合、質問、観察、閲覧等の手法により、監査を実施した。

なお、実施にあたっては、公益社団法人大阪技術振興協会との工事技術調査業務委託契約に基づき、技術士の協力を得て監査を行った。

第6 監査の実施場所及び日程

監査の実施場所：瀬戸内市営火葬場（瀬戸内市邑久町立坂1番地）

日 程：令和7年12月2日から令和8年5月12日まで

第7 監査の報告基準

1 監査結果の処理区分

監査委員は、瀬戸内市監査結果の処理区分基準（令和2年瀬戸内市監査委員告示第3号）において、監査の統一的判断を期すため、監査結果の処理区分を定めている。その監査結果の処理区分は、次のとおり指摘事項、指導事項、勧告としている。

（1）指摘事項

- ア 法令等に違反していると認められるもの
- イ その他適正を欠く事項で是正する必要があると認められるもの

（2）指導事項

- ア 効率性、経済性又は有効性の観点から検討する必要があると認められるもの
- イ その他法令等には違反しないが、事務処理上改善する必要があると認められるもの

（3）勧告

監査結果のうち、特に措置を講ずる必要があると認められるもの

2 報告等の表現方法

監査委員は、瀬戸内市監査基準第20条第3項に基づき、監査の結果に関する報告等の提出にあたり、住民が理解しやすいように平易かつ簡潔明瞭な表現とするよう努めている。そのため、一般的な公文書の表現方法とは、異なるものがある。

第8 監査の結果

1 監査の結果

火葬場整備事業設計建設工事について、事業目的、計画、契約、設計、施工管理及び施工においてはおおむね適正であることから、指摘事項はなく、2件の指導事項とし、以下の「個別事項」において示すものとする。

2 指導事項

(1) 法令等には違反しないが、事務処理上改善する必要があると認められるもの

ア コンクリート躯体にクラックが生じており、契約不適合責任に該当するため、適切な補修を請求する必要があるもの

生活環境課は、令和4年度に新火葬場（仮称）整備事業設計建設工事契約を976,800,000円で締結し、その後、契約内容に変更が生じたことから39,999,300円増額の変更契約を締結し、令和7年3月24日に竣工検査を実施している。

新火葬場について、現地調査を行ったところ、2階火葬炉機械室腰壁部の豆板¹を補修した部分について、補修が不十分である箇所が見受けられた。また、1階スタッフエリア廊下及び2階火葬炉機械室のコンクリート打放し壁面に、多数のヘアクラック（0.3ミリメートル以下の微細なひび割れ）が確認された。特に2階火葬炉機械室においては、コンクリート躯体そのものにクラックが生じ、それらが仕上げ表面にも派生しており、契約不適合責任に該当する。

これらは、火葬場のバックヤードではあるが、早急に施工業者及び設計・工事管理担当、モニタリング担当の各担当者と協議し、発生箇所の再調査及び原因究明をした上で、適切な補修を請求する必要があると認められる。

¹ 打設したコンクリートの一部でセメントペーストやモルタルが十分に充填されず、粗骨材が集中して隙間が多くなった部分のこと。

イ 空調設備の試運転結果において、能力の判定基準を満たしておらず、暖房能力について再確認を求めると及び冷房能力の検査の実施を求めることが必要であるもの

空調機試運転測定結果書類について確認したところ、火葬場完成時の季節に合わせて、暖房の能力検査のみ行っており、吸込温度が吹出温度よりも高く、判定基準を満たしていない結果の記載が確認された。

完成時から現在までの使用においては、問題が生じなかったとのことであるが、近年気候変動が激しさを増しており、来館者の快適性を確保するためには、空調設備が安定して稼働することが不可欠である。

したがって、施工業者に対し、空調設備の暖房能力について再確認を求めると及び実施できていない冷房能力の検査の実施を求めることが必要であると認められる。

第9 意見

今回の工事監査を実施する中で、監査の結果で述べたことのほか、市の組織及び運営の合理化に資するため、今後の工事や設計に関する事務処理にあたり参考にすべき事項として、次の点に留意し改善することを求める。

・施工体制について

建設工事施工における下請負については、施工管理や品質管理上、元請負（受注者）の適切な指導下での工事であればやむを得ないが、近年、各自治体では、国土交通省が提唱している重層下請構造の是正の推進に基づき、3次下請までに留めるべきという動向がある。今回の火葬場整備事業設計建設工事においては、4次下請まで関与しており、3次下請と同様に適正に実施されたとのことではあるが、今後は重層下請構造について、市としても是正していく必要がある。

参考

契約方法、契約変更の経緯等

(1) 工事件名等

工事件名	契約期間	工事費 (契約日)	入札方法等
新火葬場（仮称）整備事業設計建設工事	令和4年6月28日から 令和7年3月31日まで	976,800,000円 (令和4年6月28日)	随意契約（公募型プロポーザル方式）
		1,016,799,300円 (令和6年12月18日) (最終契約金額)	請負代金を39,999,300円増額する変更契約

